

南米サッカー協会 CONMEBOL 公認 サッカー指導者ライセンス取得プログラム

受講規定

第1条(目的)

当事業の目的は、サッカーを通じたスポーツ活動の促進、発展またはススポーツの潜在価値の進展への支援及び、育成大国アルゼンチンの指導哲学を学び、質の高い指導ができる人材を養成することによる、日本サッカーの発展を目的とする。

第2条(運営)

南米サッカー協会 CONMEBOL 公認サッカー指導者ライセンス取得プログラム（以下、当事業）の運営は、特定非営利活動法人 KICK & FUTBOL LIFE(以下、当法人)が行う。

第3条(参加条件・受講手続き)

- 1 当事業への参加を希望する場合、下記に従い手続きを行う。
 - ①当事業の目的を共有すること。
 - ②受講申込書への署名・捺印し提出すること。
- 2 受講手続きに必要な会費は、下記に記載したものとする。

ATFA ライセンス登録費 : 1,000 ドル / 各コース毎
受講費 : 1,300 ドル / 月 (※先着 30 名様限定、毎月の受講料が半額)
- 3 受講申込書を当法人が受理し、定めた指定日までに所定の方法にて入金することとする。

当法人において振り込みが確認された場合、受理日を入会日とする。
- 4 月受講費は当法人が指定する期日までに所定の方法にて支払いすることとする。
- 5 当法人は正当な理由により受講を認めないことができる。その際、書面を持って受講を認めない理由を通知する。すでに納入された受講登録費等は、直ちに返金する。
- 6 当法人は会費等の金額を社会情勢の変化、物価の上昇、その他必要な範囲でいつでも変更することができる。但し、少なくとも 60 日前までに受講者へ通知する。
- 7 受講費等の振り込み手数料は、全て受講者の負担とする。
- 8 本条の受講費の計算において端数が生じた場合、100 円未満は全て繰り上げる。

第4条(受講資格の停止・失効)

- 1 当法人は、受講者からの書面による申し出により受講の停止を認めることができる。但し、当月受講費の返還義務はないものとする。
- 2 当法人は、正当な理由により、受講者の受講資格を失効させることができる。その理由は書面にて通知する。
- 3 当法人は、受講者の受講停止により既に納入された受講費等の返還は行わないものとする。

第5条(遵守事項)

受講者は、講義を受けるにあたり、下記の事項を遵守しなければならない。

- 1 当法人及び ATFA 公認講師の指示に従うこと。他の受講者の迷惑となる行為、言動等は行わないこと。

- 2 講義によって開示された情報並びに、他の受講者より開示されたプライバシーに関する情報を第三者に開示することを禁じる。
- 3 講義の内容に関して、当法人及び ATFA 公認講師の許可なく録音又は録画、撮影を行わないこと。
- 4 講義の内容に関して、録音又は録画した場合には、当法人の要求に応じ破棄すること。

第 6 条(個人情報の保護)

- 1 当法人は、多くの個人情報を取り扱うことから、法令、条例等を遵守し個人情報を適切に取り扱う。
- 2 その他、個人情報の取り扱いに必要な指針は別紙プライバシーポリシーに定める。

第 7 条(肖像権の使用)

当法人は、ホームページや会報等への掲載、その他必要に応じて活動を撮影することがある。肖像等の撮影を望まない者は事前に当法人に書面にて申し出ることとする。当法人への申し出がない場合、撮影・使用が承諾されたものとして撮影及び掲載を行う。

第 8 条(変更)

当法人は、必要に応じて当規約を変更することができる。変更した場合は直ちに、受講者へ周知徹底する。

令和 3 年 5 月 1 日 制定